

泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画 (案)

令和 2 年 月

泉大津市

泉大津市教育委員会

目次

はじめに

4

page

I. 再編についての基本理念

5

page

II. 再編の方針

6

page

III. 認定こども園について

8

page

IV. 現状と課題

10

page

V. 再編計画について

はじめに

多様化する保育ニーズへの対応、今後の児童数の人口動態や待機児童の状況を踏まえ、本市の次代を担う子どもたちが、未来に向かって希望に満ち、健やかに育っていけるよう「泉大津市就学前施設再編基本計画」を令和元年5月に策定しました。

今後、再編を行うにあたって基本計画で定めた「基本理念」に基づき再編の方針を定め、実施の方策、計画の期間、再編の対象となる施設等の内容について具体的に示し、より質の高い教育・保育環境を整えるため本実施計画を策定するものです。

令和2年 月

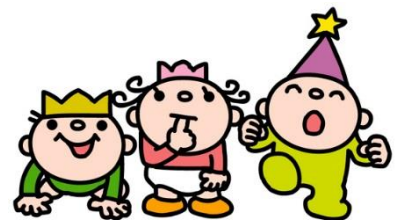
1. 再編についての基本理念

就学前教育・保育施設の再編を行うにあたっては、より質の高い教育・保育環境を整備し、本市の次代を担う子どもたちが健やかに育っていけるよう、次に示す基本理念をもとに進めていきます。

就学前教育・保育施設再編の「基本理念」

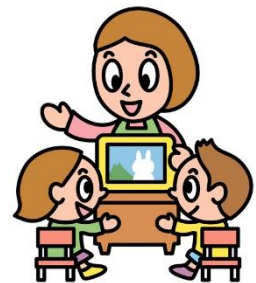
●人間形成の基礎を培う乳幼児期にふさわしい生活の場の創出

就学前教育・保育施設では、遊びの中で子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、計画的に主体的な遊びを十分に確保しながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていく役割を担っていきます。



●小学校へ連続的につなぐ発達・学びの支援

「発達や学び」という観点からは、就園前における家庭や地域社会での生活を通じた発達から、就学前教育・保育施設の教育を通じた学び、さらには小学校以上の学習へと連続的につないでいきます。



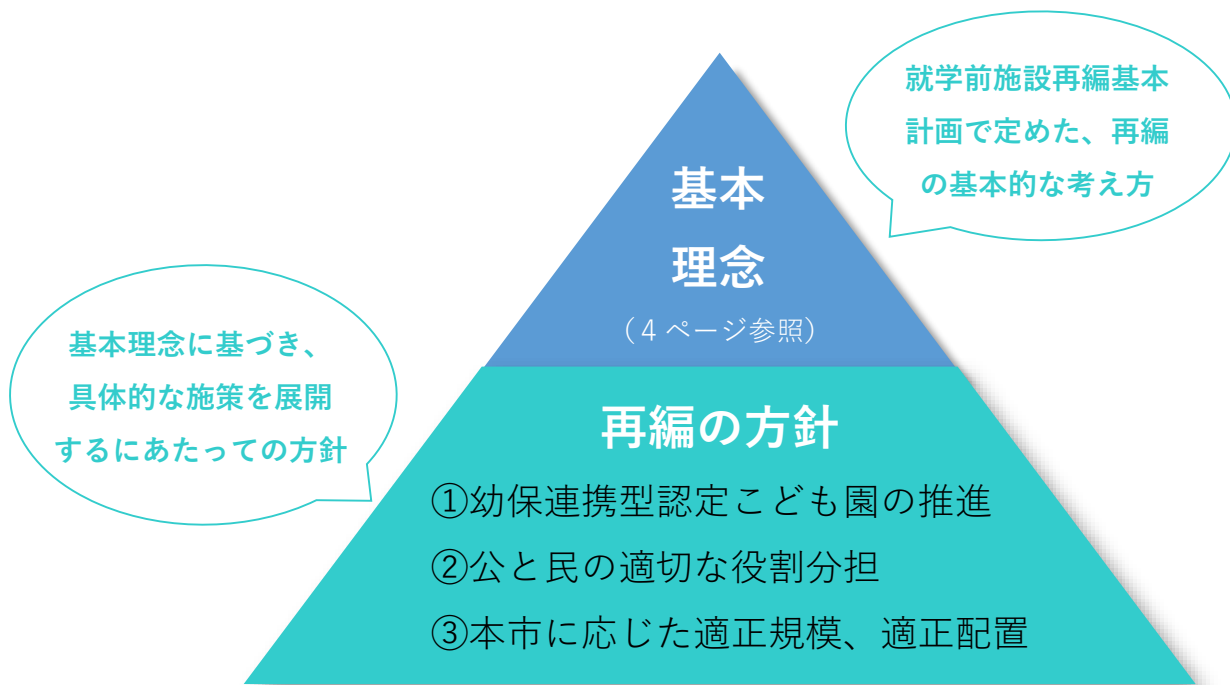
●生涯にわたり生きる力を身に付けられる環境整備

次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成、「生きる力」の基礎を培うことができるよう、魅力ある教育・保育の実施に向け、就学前教育・保育環境を整えていきます。



II. 再編の方針

4 ページに示す基本理念に基づき、次のとおり「再編の方針」を定め、就学前教育・保育施設の再編を進めます。



就学前教育・保育施設再編の方針

1

幼保連携型認定こども園の推進

幼稚園と保育所がこれまで培ってきた実績を活かし、質の高い教育・保育を提供できるよう、幼保連携型認定こども園を推進し子育て支援の充実を図っていきます。

2

公と民の適切な役割分担

公立園は全体の指標となり、本市の就学前教育・保育の水準を保つ役割を担いつつ、特色ある教育・保育を実践する民間の力を活かすことにより、多様な教育・保育ニーズへの対応を図ります。

3

本市に応じた適正規模、適正配置

市域全体で、就学前児童が小学校区で通園できるよう公民あわせて地域のバランスを考えた適正規模、適正配置をめざします。

III. 認定こども園について

認定こども園の概要

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県から認定を受けることができます。本市では、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」の推進をめざします。

認定こども園の 2 つの機能

1. 就学前の子どもに教育・保育を提供

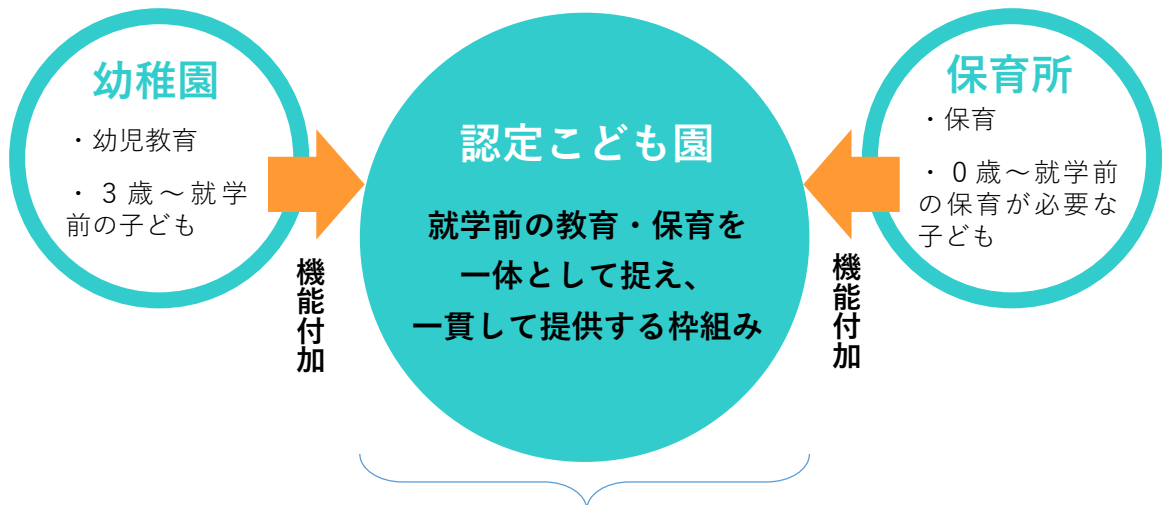
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行います。



2. 地域における子育て支援

園に通っていない子どもを含めたすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場などの提供を行います。

認定こども園のイメージ












このような機能を備える施設を都道府県が「認定」

本市の認定こども園について

認定こども園では、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間部」と、従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間部」に分かれています。

共働きの家庭、専業主婦（夫）がいる家庭、在宅ワークが主な家庭など、多様な環境の子どもたちが一緒に生活することで、それぞれの違い、お互いを認め合うことを自然と学ぶことができます。

認定こども園での一日

年齢	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
認定区分	3号認定(※)	3号認定	2号認定(※) 1号認定(※)
7:00  おはようタイム 1日の生活リズムを徐々に整えて過ごす時間	順次登園	順次登園	順次登園 一時預かり保育あり(有料) 順次登園
9:00  わくわくタイム クラス全員が一緒に遊んだり体験したり活動する時間	授乳(おやつ) 遊び 沐浴	おやつ クラス保育 遊び	計画的な環境のもとに遊びを通して様々な体験を繰り返す時間
11:30  ランチタイム おいしいごはんをみんなでいただきます	給食	給食	給食
13:00  ゆったりタイム 一人一人の生活リズム・体調により、身体を休めたり遊んだりなど、それぞれの過ごし方をする時間	午睡 遊び	午睡 	3歳児 午睡 4歳児 9月末迄 午睡 5歳児 課題のある教育・保育を受ける時間 3歳児 ゆったりタイム 4歳児 ゆったりタイム
15:00  	おやつ	おやつ	おやつ 降園(4, 5歳児) (3歳児) 4月 13:00 5,6,7月 14:00 2学期~ 15:00
15:30  お楽しみタイム 学年及び異年齢と一緒に過ごす時間	順次降園	順次降園	順次降園 一時預かり保育あり(有料)
18:00  ゆうやけタイム 乳幼児一緒に保育時間	おやつ 順次降園(延長保育)	おやつ 順次降園(延長保育)	おやつ 順次降園(延長保育)
19:00			

※ 1号認定...保育を必要とする事由に該当しない3歳～5歳の子ども。

2号認定...保育を必要とする事由に該当する3歳～5歳の子ども。

3号認定...保育を必要とする事由に該当する0歳～2歳の子ども。

IV. 現状と課題

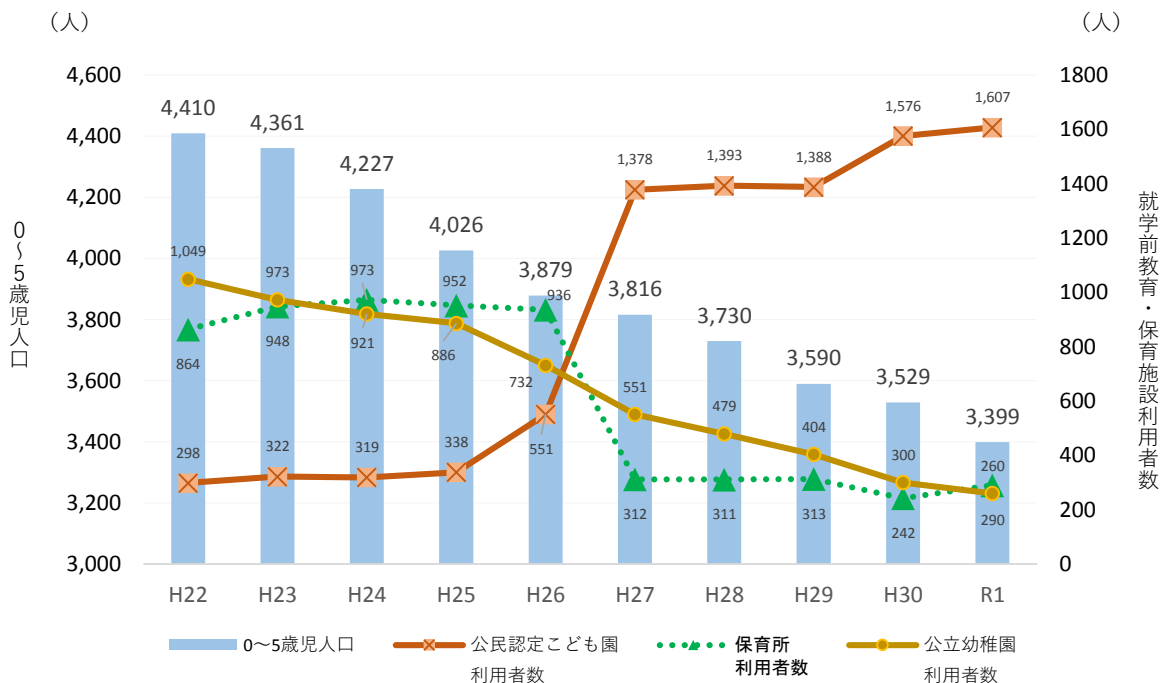
① 少子化と教育・保育ニーズの多様化

少子化にともない、市立幼稚園の園児が年々減少していく一方、保育ニーズは増加しており、幼稚園、保育所、認定こども園という就学前教育・保育施設を時代の要請に応じて再編していかなければならない状況にあります。

0～5歳児人口及び就学前教育・保育施設利用者数の推移（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0～5歳児人口	4,410	4,361	4,227	4,026	3,879	3,816	3,730	3,590	3,529	3,399
公民認定こども園利用者数	298	322	319	338	551	1,378	1,393	1,388	1,576	1,607
保育所利用者数	864	948	973	952	936	312	311	313	242	290
公立幼稚園利用者数	1,049	973	921	886	732	551	479	404	300	260

（認定こども園・保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在）



（認定こども園の設置状況）

平成22～25年度 民間2園（保育所から移行）

平成26年度 公立1園（公立幼稚園と保育所を統合）・民間2園

平成27～29年度 公立2園（公立幼稚園と保育所を統合）・民間7園（保育所から移行）

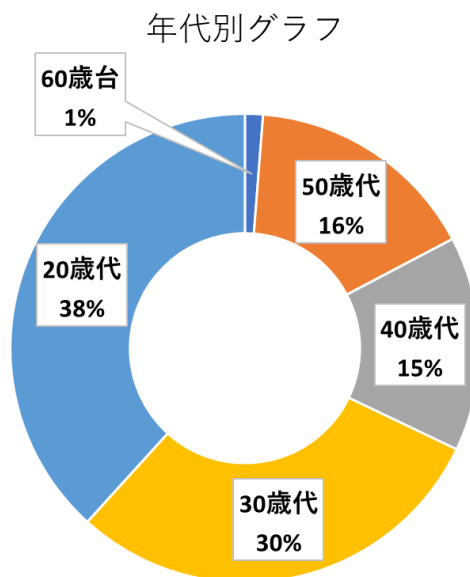
平成30年度 公立3園（公立幼稚園と保育所を統合）・民間7園（保育所から移行）

② 運営体制について

正職員比率の低下、不足する管理職人材

令和2年度当初の職員構成では、担任の正規職員比率は60%～71%、年齢別人数構成では、20歳、30歳台が全体の68%を占めており、管理職やミドルリーダー（中間指導者）の担い手不足という現状があります。

公立において長年にわたり培ってきた教育・保育に関するノウハウを途切れさせることなく適切に継承していくことは、教育・保育施設の安定的な運営の地盤として不可欠なものです。



本市の就学前教育・保育施設における正職員（保育士、幼稚園教諭）の年齢及び人数（令和2年4月1日現在）

③ 施設及び運営経費について

公立幼保施設の老朽化

建替えには公立施設の市負担額は民間施設の2倍以上

公立幼稚園、保育所は一部の増築部を除き、全て昭和40年代から昭和50年に設置され、築年数はおおよそ、44年～50年となっており、今後、施設の維持補修や更新費用などが必要となってきます。

公立の保育所等の施設を建替えする場合、国の補助はなく全額市負担になりますが、民間事業者の場合は、国の補助を活用することができるため、市は4分の1負担になります。

運営費において保育所・認定こども園・幼稚園に通う園児1人当たりの市負担額を比較すると、公立では民間の2倍以上になります。

V. 再編計画について

① 概要及びスケジュール

就学前教育・保育施設の再編に当たっては、多様化する保育ニーズに対応し、子どもにとって適正な規模の集団を確保して集団の中での育ちを保障する必要があることから、次に示す2つの柱を前提として、再編計画を実施していきます。

再編実施に当たっての2つの柱

- ① 認定こども園化を進める
- ② 各小学校区に1号の受け皿を確保



計画期間について

再編計画の期間については、**第1期を令和2年度～令和6年度、第2期を令和7年度～令和11年度、第3期を令和12年度以降**としています。

これは、子ども・子育て支援法の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として本市が定めている「いずみおおつ子ども未来プラン」の計画期間に合わせ、各施設の利用状況や今後の活用などを勘案したものです。

就学前教育・保育施設の再編についても、子ども未来プランの遂行と一体的に進めます。

廃園基準について

「泉大津市就学前施設再編基本計画」において、子どもにとって望ましい集団規模で教育・保育を受けられるようにするため、次の2つの基準を設けました。

① 園児募集停止基準

3歳児の入園希望が2年連続10人未満でかつ在園予定園児数が40人未満となる園は翌年度における募集分から新入園児募集を停止する。

ただし、3歳児の入園希望者が6人未満となった場合は当該年度の新入園児募集を停止する。

② 廃園の基準

翌年度に在園児数が0人となる園については、翌年度の廃園の手続きを行うことができる。

再編については、教育・保育内容の充実、待機児童の解消、施設の老朽化への対応など様々な課題があります。また本市では、「泉大津市公共施設適正配置基本計画」を定めており、今後は認定こども園の整備に伴う待機児童の解消を図りながら利用状況や施設評価を踏まえた既存の幼稚園・保育所の統合を図るとしています。「基本理念」をもとに、地域の実情に配慮しながら、今後の子育て支援の充実のための施設の有効活用も含めた再編を進めます。

①戎小学校区

現 状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	—	戎保育所	えびす認定こども園	認定こども園ぱる 南海かもめ認定こども園

●戎保育所を児童発達支援センター（※）へ機能転用し、公民認定こども園は継続

期間	公立認定こども園	民間認定こども園
第1期 (R2～6年度)	えびす認定こども園	2園

※障がいや発達に心配のある子どもの中核的療育支援施設。

②旭小学校区

現 状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	旭幼稚園	—	—	認定こども園アンビー

●廃園基準により幼稚園廃園

期間	民間認定こども園
第2期 (R7～11年度)	1園

③穴師小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	穴師幼稚園	要保育所	—	とれそあ子ども園 すこやか認定こども園

●廃園基準により幼稚園廃園、要保育所を施設整備せずに1号定員を含め認定こども園化

期間	公立認定こども園	民間認定こども園
第2期 (R7~11年度)	(仮称)かなめ認定こども園	2園

④上條小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	—	—	かみじょう認定こども園	—

●公立認定こども園が継続

期間	公立認定こども園
第3期 (R12年度以降)	かみじょう認定こども園

⑤浜小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	—	浜保育所	—	—

●1号の定員を含めた民間認定こども園を募集

期間	民間認定こども園
第2期 (R7~11年度)	1園

⑥条東小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	条東幼稚園	条東保育所	—	—

●条東幼稚園の場所に設置する民間認定こども園を募集

期間	民間認定こども園
第1期 (R2～6年度)	1園

⑦条南小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	条南幼稚園	—	—	認定こども園 アイビススクール みらいずこども園

●条南幼稚園の定員を含めた民間認定こども園の整備を募集

期間	民間認定こども園
第1期 (R2～6年度)	2園

⑧楠小学校区

現状	公立幼稚園	公立保育所	公立認定こども園	民間認定こども園
	—	—	くすのき認定こども園	—

●公立認定こども園が継続

期間	公立認定こども園
第3期 (R12年度以降)	くすのき認定こども園

② 施設整備の実施の方策

新たに設置する認定こども園については、幼保連携型認定こども園とし、運営主体は社会福祉法人又は学校法人を基本とします。

選定方法は、公募型プロポーザル方式を採用し、教育・保育理念や認定こども園の運営についての事業提案をいただき、事業者を決定するものとします。

公募の条件としては、本市の就学前教育・保育の理念を引き継ぎながら、本市の課題に対応し、特色ある教育・保育の提供を条件とします。

民間活用による施設整備にともない、新たな施設へ移行する際は、子どもの育ちの保障、安全・安心を最優先に進めます。

③ 公立の役割と民間との連携

高齢者人口がピークを迎える2040年頃には、生産年齢人口が減少し、地域や家族それぞれのくらしを支える機能も低下しているものと予想されます。総務省「自治体戦略2040構想研究会」の報告書では、自治体に求められる役割も変化し、公民相互の新しい協力関係を構築し、民間・地域の力も活用して課題解決を図る方向性への転換を図り、住民サービスを持続可能なものとしていくことが求められています。

就学前教育・保育サービスについても、民間施設の活用も図りながら、公立施設が本市の就学前教育・保育の指標となって全体的にマネジメント、コーディネートしていくことが重要です。再編にあたっては、柔軟で特色ある運営を行う民間施設を育成・支援することで多様な教育・保育ニーズへの対応を図り、公民の垣根を越えた意見交換を積極的に行うことで、公民相互の連携・協力による教育・保育環境の充実をめざします。

④ 計画の見直し

今後の社会情勢の変化、子どもの人口、保護者や地域の保育ニーズの動向などにより、計画を変更する必要がある場合は、適宜見直すこととします。